

グループホーム太陽重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護) (介護予防認知症対応型共同生活介護)

介護サービス提供開始にあたり、当事業者は下記の事項を説明させていただきます。

1 事業者

事業者の名称	有限会社エムプランニング
事業者の所在地	神奈川県横浜市中区本牧和田13-17 広島県福山市神村町6409-2
法人種別	有限会社
代表者名	三浦 由佳
電話番号	(084)934-8814

2 ご利用施設

施設の名称	グループホーム太陽
施設の所在地	広島県福山市神村町6409-2
管理者名(ホーム長)	小林 節子
電話番号	(084)934-8814
FAX番号	(084)934-9993
広島県の指定番号	3471504112

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要介護者であって認知症の状態にある方に対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供する。また要支援者においても適切な介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。
施設運営の方針	家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事などの世話及び日常生活上の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。

4 施設の概要

(1)敷地および建物



敷地	1,440.33㎡
建物構造	木造2階建
述べ床面積	475.32㎡
利用定員	18名

(2)主な設備

	数
設備の種類(1居住区)	2室
食堂	2室
浴室、脱衣室	2箇所
便所	4箇所
居室	18室(全室個室)

5 職員体制<共同生活住居(入居定員9名)に対して主たる職員>

従業者	管理者	専任1名
	計画作成担当者	兼務1名
	介護従事者	A常勤7名、 B常勤6名、非常勤4名

6 職員の勤務体制

介護職員	・ 早出 (8:00 ~ 17:00)
	・ 日勤 (9:00 ~ 18:00)
	・ 夜勤 (17:30 ~ 9:30)
	日中は、職員 1名あたり入居者 3名のお世話をします。 夜間は、職員 1名あたり入居者9名のお世話をします。



7 利用者の条件

利用者の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の要介護認定で要介護または要支援2、かつ主治医の診断書などで「認知症である」と認定されている方 2. 常時または随時、身の回りのお世話や見守りが必要な方 3. 規定の利用料の支払いが可能な方 4. 公的な医療保険に加入されている方 5. 公的な介護保険に加入されている方 6. 福山市内に住所(住民票)を有する方(尾道市の方はご相談ください) 7. 当ホームの利用契約書・利用規定等をご承諾いただき円滑に共同生活が営める方
利用をお断りする 場合	<p>以下の各項に該当する場合は利用をお断りする場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関への恒常的な入院加療を要する等、当ホームにおいて適切な介護サービスの提供が困難な方。 2. 暴力をふるう等他の人に害を及ぼす恐れのある方 3. 感染症などを有し他の利用者に感染させる恐れのある方 4. そのほか、当ホームでの共同生活に馴染まないとみなされる方

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

食事、その他の家事介助	利用者の食事、その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行う。(ただし、食材料費は給付対象外です。)
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。(オムツ使用料は給付対象外です。)
入浴の介助	個々の利用者の入浴習慣をふまえた上で、ゆっくりと入浴することができるよう配慮します。 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
着替えなどの介助	生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練(生活リハビリ)	利用者の状況に適合した援助を行い、生活機能の維持・改善に努めます。利用者の趣味又は嗜好に応じた活動が行われるよう支援します。利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮します。 ホーム内でのリハビリ ・家事作業(料理・洗濯物たたみ・掃除等の家事手伝い等) ・散歩 ・歌・手遊び・ゲーム ・バリデーション療法・音楽療法・園芸療法・運動療法
健康管理	嘱託医師により、適宜診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急など必要な場合には協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内 容	利 用 料
オムツの提供	利用者のご希望に応じて提供します	実費(持ち込み可)
食材の提供	新鮮で安価な食材を提供します。	1,300円/日
教養娯楽、レクリエーション	誕生日会、四季を通じた行事、ドライブ、サークル活動などへの参加を通じて利用者同士の交流が図れるよう努めます。	無料 (一部実費)
理美容サービス	美容師が定期的に出張しています。	実費(1,300円/回)

9.利用料

① 認知症対応型共同生活介護費(介護予防)

(介護保険1割負担分) (1ヵ月30日の場合)

区分	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護費(月額)	743円	747円	782円	806円	822円	838円
医療連携体制加算(月額)	0円	39円	39円	39円	39円	39円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	3円	3円	3円	3円	3円
サービス提供体制加算Ⅱ	6円	6円	6円	6円	6円	6円
小計(月額)	752円	795円	830円	854円	870円	886円
小計(月額)	22,560円	23,850円	24,900円	25,620円	26,100円	26,580円
介護職員処遇改善加算	1872円	1,980円	2,067円	2,126円	2,166円	2,206円
合計(30日)	24,432円	25,830円	26,967円	27,746円	28,266円	28,786円

区分	単位数	要件
初期加算	30/日	入居より30日以内
医療連携体制加算	39/日	
認知症専門ケア加算Ⅰ	3/日	
サービス提供体制加算Ⅱ	6/日	
看取り介護加算	144/日	死亡日以前4～30日
	680/日	死亡日以前2日または3日
	1,280/日	死亡日
若年性認知症利用者受入加算	120/日	若年性認知症の方が利用された場合
退居時相談援助加算	400	在宅における生活に関する相談援助を行った場合(一人につき1回を限度とし、入院、他施設への入所、死亡は対象外)

(介護保険外負担料) (1ヵ月30日の場合)

	月額11万円	その他
部屋代	50,000円	オムツ代 (持込可)
食材費	39,000円 (1日1,300円)	
管理費 (光熱費含)	21,000円	

※その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用(医療費等、その他実費)

② 短期利用共同生活介護費(介護予防)
(介護保険1割負担分) (1ヵ月30日の場合)

区 分	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護費(月額)	771円	775円	811円	835円	851円	867円
医療連携体制加算(日)	39円	39円	39円	39円	39円	39円
サービス提供体制加算	6円	6円	6円	6円	6円	6円
小計(月額)	816円	820円	856円	880円	896円	912円
小計(月額)	24480円	24,600円	25,680円	26,400円	26,880円	27,360円
介護職員処遇改善加算	2,032円	2,042円	2,131円	2,191円	2,231円	2,271円
合計(30日)	26,512円	26,642円	27,811円	28,591円	29,111円	29,631円

※その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用(医療費等、その他実費)

10 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	電話 FAX 責任者 対応時間	(084)934-8814 (084)934-9993 管理者(ホーム長) 小林 節子 9:00~17:00
福山市介護保険課	所在地 電話 FAX 対応時間	福山市東桜町3-5 (084)928-1166 (084)928-1370 9:00~17:00

広島県国民健康保健 団体連合会	所在地 電話 FAX 対応時間	広島県広島市中区富士見町11番6号 (082)542-5555 (082)542-4455 9:00~17:00
--------------------	--------------------------	---

11 協力医療機関、歯科医療機関

医療機関の名称	こころ尾道駅前クリニック
所在地	尾道市高須町4754番地5
電話番号	0848-56-1855
診療科	精神科、神経科、心療内科

医療機関の名称	小川胃腸科内科産婦人科医院
所在地	福山市松永町6丁目19-9
電話番号	084-934-0740
診療科	内科、胃腸科、産婦人科

医療機関の名称	小林歯科医院
所在地	福山市神村町766-3
電話番号	084-933-4538
診療科	歯科

他に提携先医療機関として

中村外科胃腸科医院
松永脳外科・整形外科
さいきじんクリニック があります。

12 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。
平常時の訓練など	別途定める消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー設備 自動火災報知機 ガス漏れ報知機 誘導灯 非常通報装置 非常用電源
防火管理者	小林尚文

13 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、賠償していただくことがございます。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為など	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持込及び飼育はお断りします。

13 契約の終了

利用者からの解約	<p>利用者は、1か月前までに書面で通知することによりいつでも契約を解約することができます。</p> <p>※「1ヶ月前」とは暦月での基準となります。例えば、7月20日契約解除のご希望があれば、前月6月20日以前の「契約解除届」提出が必要となります。</p> <p>次の事由に該当する場合には、当ホームは利用者及び保証人に対して、理由を示した書面で通知するほか、説明及び協議を行ったうえで、契約を解約することができます。</p>
当ホームからの解約	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が利用料の支払いを2か月以上遅延し、利用料を支払うよう催告下にもかかわらず、14日以内に支払われないとき。 2. 利用者の行動が、利用者自身または他の利用者あるいは当ホームの従業員の身体または声明に危害を及ぼす恐れがある場合、他の利用者に対する介護に著しく悪影響を及ぼす場合、または利用者が、医療施設への恒常的な入院入所を要する状態となるなど、当ホームにおいて利用者に対する適切な介護サービスの提供が困難であると合理的に判断されるとき。 3. 当ホームを不在にする期間が連続して1ヵ月を声、当ホームへの復帰が困難、あるいは利用者に復帰の意思がないと合理的に判断されるとき。 4. 利用者またはその家族が当ホームまたはその従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき。

14 重度化した場合における対応にかかる指針

① 入居者様の健康管理

毎日定時間に正看護師・准看護師により血圧、脈拍、体温、睡眠の状態、排便の状態など一般状態の観察を行ないます。場合によっては呼吸状態、心音、肺雑音、腸動なども聴取する。そして管理者(正看護師)に報告します。管理者はいつもの状態と異なれば再度チェックし、医師に報告します。医師の指示を受けて処置したり、受診したり、また往診を受けます。その後その状態が安定するまで、状態に応じてバイタルのチェックを行ない、医師に報告します。

② 夜間の場合

日勤者より十分な状態の申し送りを受け、指示通りのバイタルの観察を行なう。その都度管理者に報告します。重度化の様子が見られれば、管理者もしくは管理者代理の看護師が赴き、直接状態を観察します。

その後医師に報告し処置します。緊急を要するようであれば指示に従って、夜間の受診、もしくは救急車で救急病院へ搬送します。同時にご家族へは緊急の場合は速やかに状態を報告し、搬送先の病院までお越しいただくように連絡を取ります。

ご家族が到着された時点で引継ぎを行い、職員はホームへ帰宅します。

その後は搬送先の担当医の説明を受けながら、ご家族の意向に従います。

③ 入院の場合

入院の際は基本的に1ヵ月は部屋をそのままの状態でおきます。家賃・管理費については入院時いただくものとし、食費は日割り計算とします。

入院が長期化する場合は、ご家族と相談のうえ随時適切に対応するものとします。

④ ご本人の最後までのご看取りに関しては

ご本人、ご家族の希望があれば、お受けするものとします。しかし24時間吸痰の必要性があったり、人工呼吸器を装着しなければならなかったり、問題行動等により共同生活ができなくなる場合など、事情によっては意思、ご家族と相談させていただきます。

15 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものその他電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、介護記録、看護記録等の内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正などを行うものとします。

私は、本書面に基づいて事業者の職員()から上記重要な事項の説明を受けたことを確認します。

平成 年 月 日

利用者 住所

氏名

⑩

(代理人) 住所

氏名

⑩

本人との関係 ()

